



発行 東京都

目 次

告 示

- 基本測量の実施（都市整備局都市基盤部調整課）…一
- 公共測量の実施（三件）…一
- 公共測量の終了（二件）…二
- 市街地再開発組合の定款の変更認可…二
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可…二
- 市街地再開発組合の設立認可…三
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し…三
- 建築基準法による一定の一団の土地の区域（二件）…三
- 平成二十三年度社団法人全国公営住宅火災共済機構経営状況の公表…三
- 建築基準法による道路位置の指定（二件）…三
- 貸金業法第二十四条の六による告示…五
- 都道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…五
- （産業労働局金融部貸金業対策課）…五

- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…七
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請…八
- 開発行為に関する工事完了…八
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出…八
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…一〇
- 肥料検査成績の公表…一〇
- （産業労働局農林水産部家畜保健衛生所）…二

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、東村山市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十月十七日

告 示

◎ 東京都告示第十四百九十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十月十七日

東京都知事 石原慎太郎

國土地理院

- 一 測量施行者 東京都知事 石原慎太郎
- 二 測量の種類 基本測量（高精度三次元測量）
- 三 測量の区域 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、大田区、豊島区、北区及び板橋区各地内
- 四 測量の期間 平成二十四年十一月一日から平成二十五年二月二十八日まで

◎ 東京都告示第十四百九十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、小金井市長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十月十七日

東京都知事 石原慎太郎

國土地理院

- 一 測量施行者 小金井市
- 二 測量の種類 公共測量（街区多角点改算及び三級基準点改算）
- 三 測量の区域 小金井市内地内
- 四 測量の期間 平成二十四年九月二十日から平成二十五年三月二十二日まで

◎ 東京都告示第十四百九十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中野区

◎東京都告示第千五百三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎弘人

指定に係る道
路の種類
指定年月日
指定に係る道
路の位置
福員（単立又

法第四十二条 平成二十四年九月二十日
第一項第五号 の規定による 小金井市貫井 南町三丁目六百二十番六及
道路 五日 延長 一六・九三
同番十六の 一部 幅員 四〇〇

◎東京都告示第千五百四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

山崎弘人

指定に係る道
路の種類 指定年月日
指定に係る道
路の位置 路の延長及び
幅員(単位メ

法第四十二条
第一項第五号
の規定による
道路 平成二十四年九月十九日 東村山市久米川町四丁目二
同番五十四及十七番四十、幅員 延長二六・六四
四・二〇

法第四十二条
第一項第五号
の規定による
道路 平成二十四年九月十九日
川町四丁目一
十七番四十、
同番五十四及
び同番五十五

東村山市久米
川町四丁目二
十七番四十、
同番五十四及
び同番五十五
延長
幅員
二六・六四
四・一〇

◎東京都告示第千五百五号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項第一号の規定により、平成二十四年九月二十五日付けで、次に掲げる貸金業者の登録を取り消したので次のとおり告示する。

平成二十四年十月十七日

東京都知事 石原慎太郎

登録年月日	登録番号	主たる営業所又は事務所の所在地	者氏名(法人には代表者氏名)	株式会社ハーリ	落合 文太郎	新川三幸ビル七〇一 東京都知事(4)第二五五	新川三幸ビル四〇一 東京都知事(4)第二五五	落合 萬里子	有限会社アソシエ	新川三幸ビル四〇一 東京都知事(4)第二五五
平成二十三年九月三十二日	平成二十三年九月三十二日	六九号 東京都知事(6)第一七〇	六九号 東京都知事(6)第一七〇	中央区新川一丁目三番十七号	中央区新川一丁目三番十七号	○二号	○二号	新川三幸ビル四〇一 東京都知事(4)第二五五	新川三幸ビル四〇一 東京都知事(4)第二五五	新川三幸ビル四〇一 東京都知事(4)第二五五